

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九五五番五地先から同郡同町大字藤久保字西九六一番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年四月三日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年八月十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>